

県南広域振興局長告示第162号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成22年8月10日

県南広域振興局長 藤 尾 善 一

- 1 路線名 397号
- 2 供用開始の区間 奥州市胆沢区若柳字横岳前山9番地先から字谷子沢1番108地先まで
- 3 供用開始の期日 平成22年8月10日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 県南広域振興局土木部
 - (2) 期間 平成22年8月10日から同年9月10日まで